

# 令和6年度山口支部事業報告について

令和7年7月10日（木）

# 総括

# 総括

- ▶ 令和6年度山口支部の重要業績評価指標（KPI）について、17項目のうち、10項目を達成、1項目を概ね達成することができた。
- ▶ 達成できなかった6項目については、課題を抽出・分析して成果につなげるための施策を講じていきたい。

## 1. 基盤的保険者機能【主な項目】

### ● 業務改革の推進、効果的なレセプト内容点検の推進

- ▶ 業務の生産性向上に向けて、標準化された事務処理方法の徹底並びに柔軟な事務処理体制の構築等を進め、業務の標準化・効率化・簡素化を推進した。
- ▶ 4つの重点施策（①点検員のスキルアップ ②システム点検の効率化 ③支払基金との連携 ④進捗管理の徹底）で構成するレセプト内容点検効果向上計画に基づき、高点数レセプトを優先的に点検するなど、効果的なレセプト内容点検を推進した。

## 2. 戦略的保険者機能【主な項目】

### ● 特定健診実施率等の向上、特定保健指導の実施率及び質の向上

- ▶ 被保険者の生活習慣病予防健診について、受診率が低く健診実施機関の不足が見込まれる岩国地域等を中心に、前年度を上回る113会場で検診車を活用した集団健診を開催し、受診機会の拡大を図った。また、付加健診の対象年齢拡大に併せ、経年的未受診事業所及び被保険者への受診勧奨等を実施した結果、事業者健診結果データを含んだ被保険者の健診受診率は67.7%（対前年差：+3.6%）となった。
- ▶ 被扶養者の特定健診について、協会主催の集団健診の充実や市町がん検診との連携等を推進した結果、受診者数は12,229人、受診率は31.4%（対前年差：+1.4%）となった。特定保健指導においては、健診当日の初回面談の推進や、支部保健指導者及び健診（指導）機関等による利用勧奨を行ったが、実施率は17.1%（対前年差：▲2.1%）となった。

### ● コラボヘルスの推進（健康経営）

- ▶ 平成29年度より山口県との連携し、事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言していただく健康宣言事業を推進しており、令和6年度末の健康宣言事業所数は1,410社（対前年度：+202社）となった。
- ▶ 健康宣言事業所及び勧奨を行った事業所（3,147社）に健診結果を踏まえた企業健康カルテ等を提供し、事業所特有の健康課題の把握や職場における役職員の健康づくりに活用していただくことで、ヘルスリテラシーの向上を図った。

## 令和6年度山口支部のKPI一覧表

具体的な施策	令和6年度 山口支部 KPI	山口 (R6実績)	山口 (R5実績)	参考： 全国 (R6実績)
基盤的保険者機能関係				
サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を <b>100%</b> とする	○ 100%	○ 100%	100%
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <b>対前年度以上</b> とする	○ 93.5%	△ 93.5%	95.8%
レセプト点検の精度向上	① 協会のレセプト点検の査定率（※）について <b>前年度以上</b> とする （※） 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額	○ 0.194%	－ 0.193%	0.131%
	② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を <b>前年度以上</b> とする	○ 15,099円	× 12,495円	9,908円
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	① 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を <b>前年度以上</b> とする	× 47.76%	× 69.45%	66.20%
	② 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を <b>前年度以上</b> とする ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする	× 88.53% (R6.11まで)	× 89.60%	81.36%
戦略的保険者機能関係				
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を <b>58.0%以上</b> とする	× 55.9%	－ 54.7%	58.4%
	② 事業者健診データ取得率を <b>13.6%以上</b> とする	× 11.8%	－ 9.4%	7.2%
	③ 被扶養者の特定健診実施率を <b>32.4%以上</b> とする	△ 31.3%	× 30.0%	29.4%
特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を <b>20.7%以上</b> とする	× 17.4%	× 19.2%	20.3%
	② 被扶養者の特定保健指導実施率を <b>14.3%以上</b> とする	× 12.8%	○ 19.3%	17.1%
重症化予防対策の推進	健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を <b>対前年度以上</b> とする	○ 33.1%	－ 31.9%	33.9%
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を <b>1,380事業所（※）以上</b> とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	○ 1,411社	○ 1,218社	105,343社
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で <b>対前年度以上</b> とする （※） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	○ 90.1%	○ 85.4%	89.1%
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	① 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <b>67.0%以上</b> とする	○ 67.6%	○ 65.7%	54.2%
	② 健康保険委員の委嘱事業所数を <b>前年度以上</b> とする	○ 4,344社	－ 3,988社	328,886社
組織・運営体制関係				
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <b>15%以下</b> とする	○ 0%	○ 14.3%	10.7%

※実績の「○」は達成、「△」は概ね達成、「×」は未達成。

※令和6年度はKPIの一部見直しを行っているため、「山口（R5実績）」は見直し後の数値を掲載しており、「－」は当該見直しのためKPIの達成可否を判定していない。

# 基盤的保險者機能關係

# サービス水準の向上

- K P I : ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする

## 令和6年度の主な取組内容と課題

### ■主な取組内容

○ 業務の進捗状況に応じ、確認者の処理件数、所要時間を踏まえた業務体制等を構築し効率的で遅滞のない処理を実施した。

○ 電話・窓口対応時に郵送での申請案内や返信用封筒の活用等により郵送化を推進した。

### ■課題

○ 日々のミーティングで業務の進捗状況を確認し、効率的な事務処理を行った結果サービススタンダードの達成状況は100%となったが、標準化・効率化においてはさらなる向上が必要である。

○ 電話、窓口対応時に郵送での申請案内を進め、広報誌、メルマガ等で広報したが、郵送化率の向上には至らなかった。

## 令和7年度の主な取組内容

### ■主な取組内容

○ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理について確認するとともに、職員の意識改革を促進する。

○ 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。

○ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から郵送による申請を促進する。

( ) は全国平均

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① サービススタンダード	100% (99.99%)	100% (99.99%)	100% (99.99%)	100% (100%)
② 郵送化率	93.3% (95.5%)	94.3% (95.7%)	93.5% (95.6%)	93.5% (95.8%)

※サービススタンダードとは、傷病手当金、出産手当金等の現金給付について、申請受付から支給までの所要日数を10営業日としていること

### ■令和7年度 K P I

- (1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
- (2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する
- (3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

※下記参考数値

( ) は全国平均

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(3) 窓口での受付率	6.7% (4.5%)	5.7% (4.3%)	6.5% (4.4%)	6.5% (4.2%)

# レセプト点検の精度向上

- K P I : ① 協会のレセプト点検の査定率 (※) について前年度以上とする  
(※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会の医療費総額
- ② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

## 令和6年度の主な取組内容と課題

### ■ 主な取組内容

1. システム点検の効率化
  - ・ 診療報酬改定に伴うメンテナンスを確実に実施
  - ・ 効果的な勉強会や外部講師研修を実施
2. 高点数レセプトの点検等
  - ・ 再審査レセプト1件あたりの点数が4万点以上の高額レセプトの点検を重点的に実施

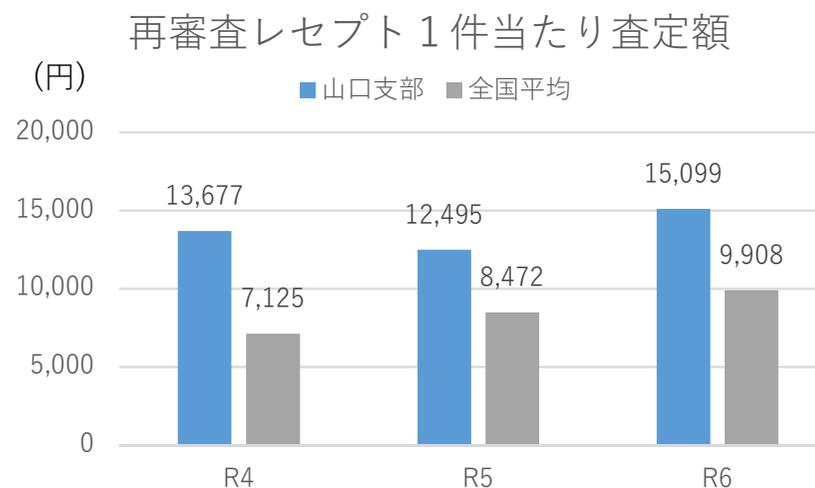
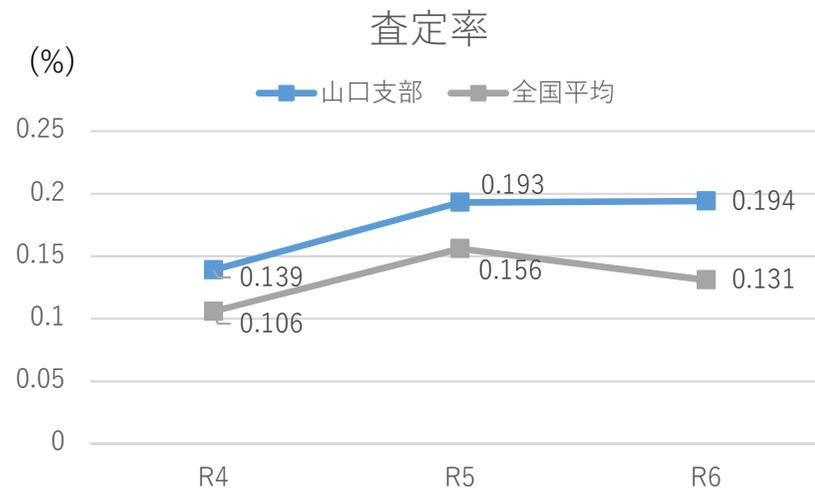
### ■ 課題

- ・ 他支部の査定事例の活用
- ・ 高点数レセプトの点検スキルの向上

## 令和7年度の主な取組内容

### ■ 主な取組内容

1. システム点検の効率化
  - ・ 抽出条件のメンテナンスの実施
  - ・ 他支部の査定事例の活用
2. 高点数レセプトの点検等
  - ・ 面談時に高額レセプトの点検状況や課題を確認し、再審査レセプト1件当たりの査定額の向上につなげる
  - ・ 外部講師研修を実施し、高点数レセプトにおける査定事例を学習し、スキルアップを図る
3. 支払基金との協議の充実を図り、審査基準の支部間差異の解消を求める



■ K P I : 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

## 令和6年度の主な取組内容と課題

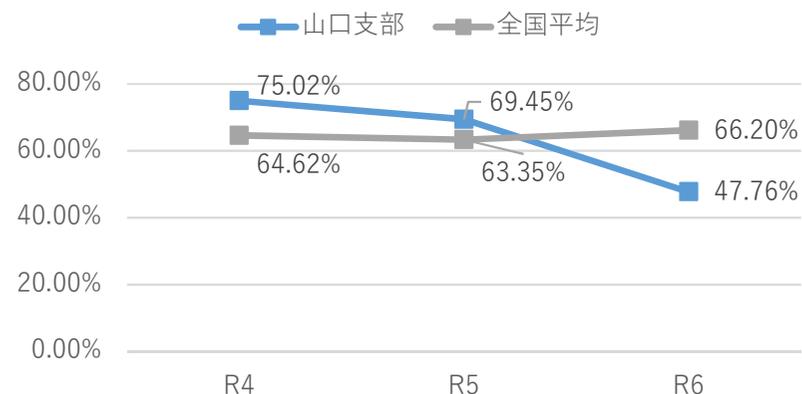
### ■主な取組内容

- ・全件調定を実施
- ・保険者間調整を推進
- ・債務者に対する電話催告等を確実に実施
- ・広報媒体を活用した広報の実施（加入者及び事業主に対し、退職時等の保険証の事業所への返却義務や資格喪失届への保険証添付の必要性等について周知）
- ・返納金債権の速やかな調定と納付書等の通知を送付
- ・弁護名による催告を確実に実施

### ■課題

- ・無資格受診の調定金額が全体で44%増加。特に1件あたりが高額な債権が増加（主に、遡及して手続きされた資格喪失や扶養解除）
- ・保険者間調整にかかる申請書未提出者に対する勧奨不足
- ・調定前での医療機関等に対する資格喪失後の保険者への請求替えの依頼不足

返納金債権回収率



## 令和7年度の主な取組内容

### ■主な取組内容

- ・速やかな全件調定の実施
- ・マニュアルに基づく進捗管理の徹底
- ・保険者間調整の利用勧奨の実施
- ・弁護名による催告を確実に実施
- ・法的手続きの実施

高額債権金額・件数(100万円以上)



# 戰略的保險者機能關係

# 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- K P I : ① 生活習慣病予防健診実施率を58.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を13.6%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を32.4%以上とする

## 令和6年度の主な取組内容と課題

### ■ 主な取組内容

- ① 被保険者を対象とした生活習慣病予防健診について、対象年齢を拡大した付加健診（オプション健診）実施率の伸びは+1.8%と全国1位を達成した一方、一般健診の実施率は横ばい傾向
  - ・ 付加健診の対象年齢拡大を踏まえた経年的未受診事業所及び被保険者への受診勧奨
  - ・ 健診機関が不足している地域等での協会けんぽ主催の集団健診の強化
  - ・ 新規適用事業所への確実な健診案内（制度説明及び利用勧奨）
- ② 事業者健診（労安法に基づく定期健診）結果データ等の提出勧奨
- ③ 女性が9割を占める被扶養者を対象とした集団健診の強化
  - ・ ホテル健診の導入及び新たな無料オプション検査（眼底検査）の追加
  - ※ 年度末に試行実施したホテル健診は、受診者数243名で1会場あたり令和6年度最多
  - ・ 医療併設型の健診機関（病院等）と連携した健診受診キャンペーンの実施

### ■ 課題

- ① 健診機関側のキャパシティ（受入枠）及び人材（消化器系及び診察医師等）不足
- ② 事業者健診結果データが提供可能な健診機関の拡大
- ③ 特定健診実施率の更なる底上げ（令和6年度実施率：31.4%（対前年差+1.4%））

## 令和7年度の主な取組内容

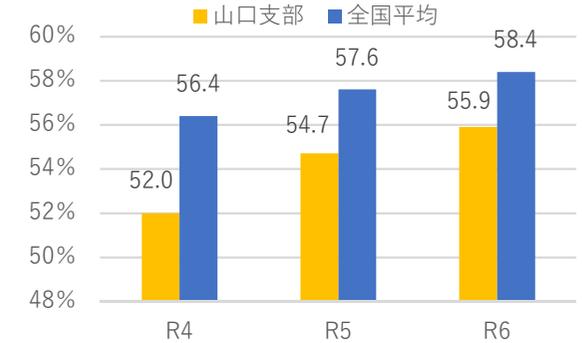
### ■ 主な取組内容

- ① 新規適用事業所や経年的未受診事業所等への受診勧奨は継続実施し、以下の事業を追加
  - ・ **New** 人間ドック健診の補助開始（令和8年度～）に伴う健診機関へのヒアリング及び加入者への周知
  - ・ **New** 生活習慣病予防健診閑散期の実施数向上に対するインセンティブ事業
- ② 事業者健診結果データ等の提出勧奨（外部委託）
  - ・ データ提供契約が未締結の健診機関に対して新規獲得に向けた勧奨
- ③ 被扶養者の特定健診についてニーズに沿った集団健診の実施
  - ・ 全ての会場で無料オプション検査（眼底検査）の追加や宿泊施設を会場とした健診の実施

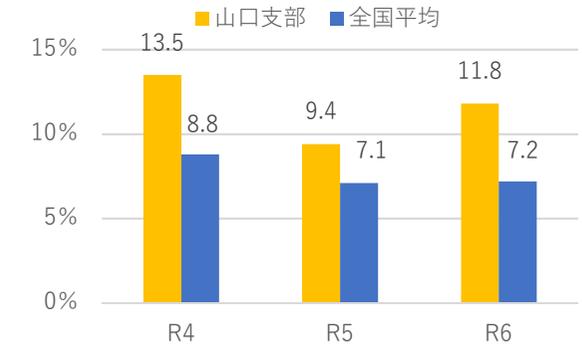
### その他の取組

- ・ **New** アンケートによる未受診者の意識調査

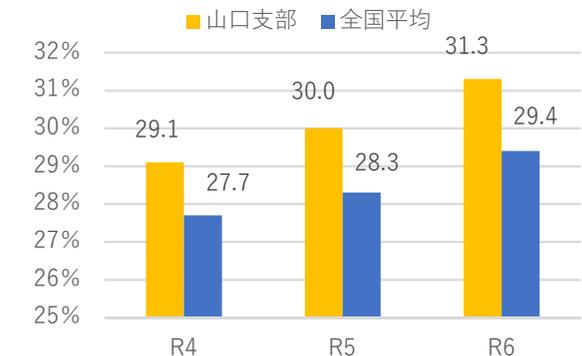
生活習慣病予防健診（一般健診）実施率



事業者健診実施率



特定健診実施率



# 特定保健指導の実施率の向上

- K P I : ① 被保険者の特定保健指導実施率を20.7%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導実施率を14.3%以上とする

## 令和6年度の主な取組内容と課題

### ■ 主な取組内容

- 保健指導対象者への案内（保健指導者等による文書及び電話勧奨）
- 健診機関による健診当日の特定保健指導の実施
- 保健指導専門機関を活用した案内及び指導の実施（ICTの活用）
- 前年保健指導該当者の健診前通知

### ■ 課題

- ① 保健指導専門機関の初回面談数は増加したが、健診当日に保健指導を実施できる健診・指導機関が少ない。
- ② 保健師・管理栄養士による特定保健指導を利用していただくことにより、セルフケア能力の向上を期待するところだが、経年利用者が多く、特定保健指導対象者数の減少に結びついていない。

## 令和7年度の主な取組内容

### ■ 主な取組内容

- **New** 「スマホアプリ」を活用した国の実証事業に参加（効果的、効率的な継続支援業務の実施）
- 保健指導対象者への案内（文書及び電話勧奨）
- 人間ドック健診を踏まえた健診機関による健診当日の保健指導の更なる推進
- 保健指導専門機関を活用した案内及び指導の実施（ICTの活用）
- 前年指導該当者の健診前通知および令和6年度実施分の効果検証

【被保険者】 実施主体別初回面談数推移



【特定保健指導実施率推移】

		R 4	R 5	R 6 (速報値)
被保険者	実績評価者数	4,051	4,242	4,266
	実績評価率	12.9%	19.2%	17.4%
被扶養者	実績評価者数	144	206	141
	実績評価率	12.9%	19.3%	12.8%

# 重症化予防対策の推進

■ K P I : 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする

## 令和6年度の主な取組内容と課題

### ■ 主な取組内容

- 受診勧奨通知の実施（1次勧奨：本部一括 2次勧奨：支部）  
⇒ 通知対象者の拡大…事業者健診受診者、被扶養者特定健診受診者を追加
- 事業主への未治療者の受診勧奨依頼（労働局・県との三者連名）

【山口支部：医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率】

健診	①送付者数	②受診者数	③受診率	④全国	KPI参照年度
R3年度分	7,754	2,558	33.4%	34.8%	-
R4年度分	9,477	3,195	33.7%	33.3%	R5年度
R5年度分	10,990	3,638	33.1%	33.9%	R6年度
R6年度分(11月まで)	7,452	-	-	-	R7年度

- ① 受診勧奨送付者数（健診受診後、約6か月後）
- ② 医療機関への受診者数（健診受診後、10か月以内）
- ③ ②/①
- \* R4年度分から、LDLコレステロール高値が追加
- \* R6年度分から、事業者健診結果、特定健診結果分も追加

### ■ 課題

受診者の中で、毎年勧奨通知の対象となっている者が一定数（2年以上連続該当者は約4割）存在しており、より一層取り組みを強化していく必要がある。

## 令和7年度の主な取組内容

### ■ 主な取組内容

- 受診勧奨通知の実施（1次勧奨：本部一括 2次勧奨：支部）  
⇒ **New** 令和7年度健診結果分から「胸部X線検査」が追加
- 事業主への未治療者の受診勧奨依頼文書の送付
- **New** 生活習慣病予防健診実施機関による早期の受診勧奨

【事業主への受診勧奨送付チラシ】

【山口支部：受診勧奨項目基準該当者数・率（R6年度11月まで）】

該当検査項目	①送付者数	再掲 生活習慣病予防健診受診者分		
		②送付者数	③連続該当者数	③/②
1：血圧のみ	2,774	2,351	860	36.6%
2：血糖のみ	1,041	918	419	45.6%
3：血圧と血糖の両方	274	236	150	63.6%
4：LDLのみ	2,937	2,454	924	37.7%
5：血圧とLDLの両方	251	200	119	59.5%
6：血糖とLDLの両方	130	110	61	55.5%
7：血圧、血糖、LDLの3項目	45	41	27	65.9%
合計	7,452	6,310	2,560	40.6%

# コラボヘルスの推進

## ■ K P I : 健康宣言事業所数を1,380事業所(※)以上とする

(※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

### 令和6年度の主な取組内容と課題

#### ■ 主な取組内容

##### ○健康宣言事業所拡大に向けた勧奨

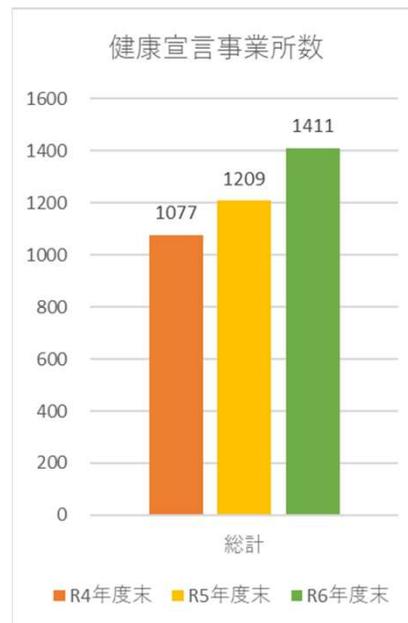
- ・未宣言事業所に対する勧奨(200件/月)
- ・新規適用事業所に対する健康宣言事業の勧奨
- ・各種関係団体と連携した健康宣言事業の勧奨

##### ○健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施

- ・企業健康カルテの配付
- ・歯科健診の費用補助の実施
- ・健康づくり出前講座
- ・健康パンフレットの無料配付

#### ■ 課題

- ・健康経営の拡大に取り組む関係団体との連携の強化
- ・健康経営に取り組む企業のニーズに対応したフォローアップの充実



#### 【健康宣言事業所へのフォローアップ資料例】

### 令和7年度の主な取組内容

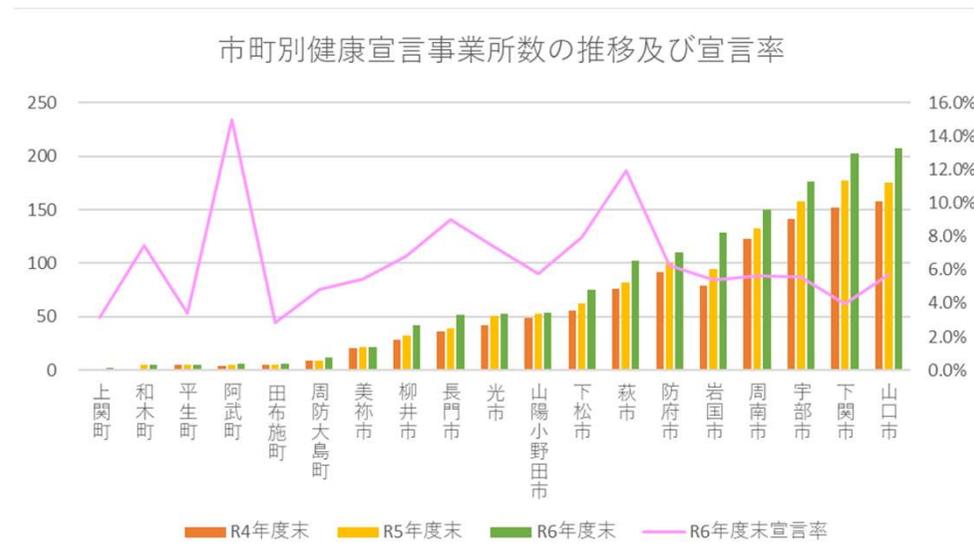
#### ■ 主な取組内容

##### ○健康宣言事業所拡大に向けた勧奨

- ・未宣言事業所に対する勧奨(300件/月)
- ・新規適用事業所に対する健康宣言事業の勧奨
- ・各種関係団体と連携した健康宣言事業の勧奨

##### ○健康宣言事業所に対する支援、フォローアップの実施

- ・企業健康カルテの配付(平均血圧値の掲載を追加)
- ・無料~500円の歯科健診の実施(前年度より定員数を拡大)
- ・New メンタルヘルスの出前講座
- ・健康パンフレットの無料配付
- ・New 山口県と連携した健康経営セミナーの開催
- ・New 健康経営の取組に関する好事例集の収集と展開



# ジェネリック医薬品等の使用促進

## ■ K P I : ジェネリック医薬品使用割合 (※) を年度末時点で対前年度以上とする

(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

### 令和6年度の主な取組内容と課題

#### ■ 主な取組内容

- 令和6年10月からジェネリック医薬品がある一部の先発医薬品について、患者が先発品を希望した場合、「特別の料金」を支払う仕組みが導入された。このことにより、ジェネリック医薬品の使用割合は令和6年9月から令和6年10月にかけて、山口支部で2.6%、全国で3.2%上昇した。
- 協会けんぽでは、ジェネリック医薬品の使用割合に関する情報提供を医療機関や薬局に送付しており、山口支部においては、関係機関と調整の上、県内の792の医療機関や薬局に情報提供を行った。

#### ■ 課題

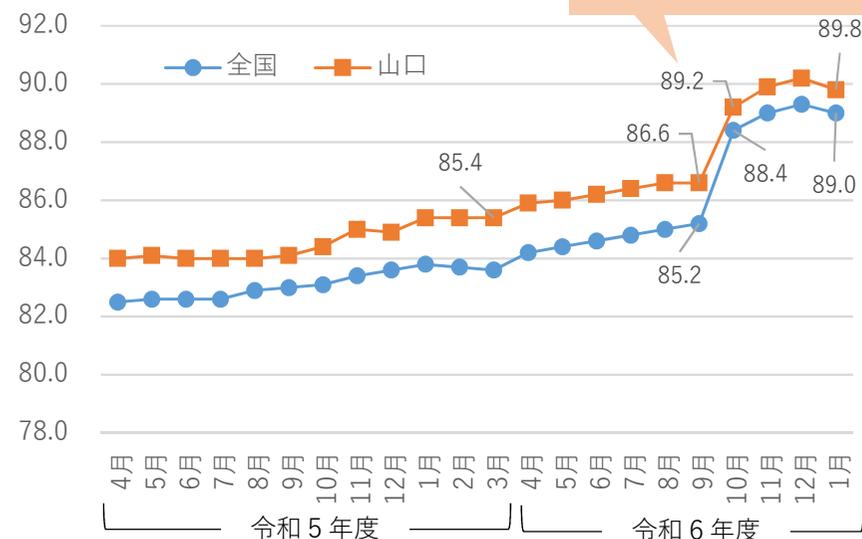
- ジェネリック医薬品の使用促進を図るため、更なる広報に取り組む。
- 新たな取組として、バイオシミラーの使用促進に取り組む。

### 令和7年度の主な取組内容

#### ■ 主な取組内容

- ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、引き続き、広報や情報提供等に取り組む。
- バイオシミラーに関して、関係団体及び医療機関を訪問し、当該医療機関のバイオシミラーに関する使用割合を情報提供することで、使用促進に取り組む。

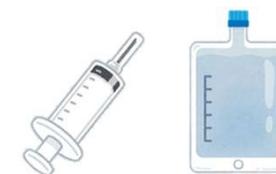
ジェネリック医薬品の使用割合の推移



<令和6年10月上昇の要因>  
年齢別では19歳未満、  
薬効別ではアレルギー用薬  
や外皮用薬の使用割合が  
主に上昇

### 参考：バイオシミラーとは

- ・ 先行バイオ医薬品の特許が切れた後に、他の製薬会社から発売される薬で、先行バイオ医薬品と同等、同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品です。例えば、糖尿病の治療薬であるインスリンや悪性リンパ腫の治療で使用するリツキシマブ点滴静注などがあげられます。
- ・ 令和7年4月1日時点では19成分のバイオシミラーが承認されており、厚生労働省では「令和11年度までにバイオシミラーが80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上」という目標を掲げています。



# ジェネリック医薬品等の使用促進

参考：ジェネリック医薬品の「特別の料金」について

追加で窓口負担が必要になる「特別の料金」は先発医薬品とジェネリック医薬品の価格差の4分の1相当の金額となる。また、「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分が追加となる。

例：ジェネリック医薬品[250円]がある先発医薬品[500円]について、先発医薬品を希望した場合（自己負担割合3割の方）

▶ ジェネリック医薬品[250円]がある先発医薬品[500円]を選択した場合

(令和6年9月まで)  
500円×3割=150円  
(令和6年10月から)  
3割+特別料金=200円

⇒ 令和6年9月までと比較すると**50円の負担増!**

▶ ジェネリック医薬品(250円)を希望した場合

250円×3割=75円

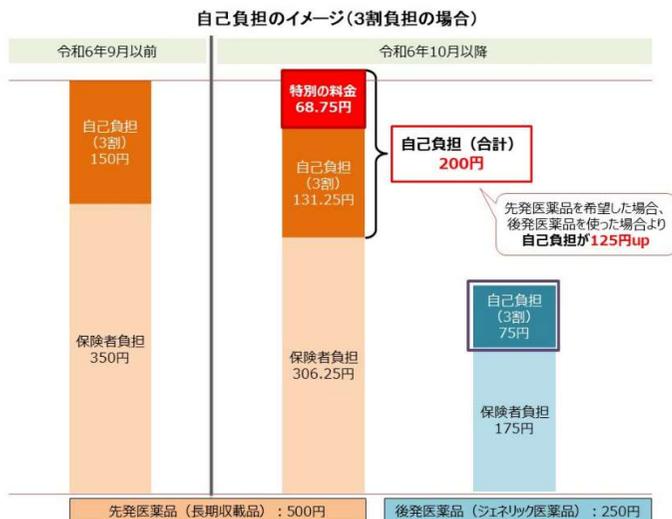
⇒ 先発医薬品を希望した場合と比較すると、**125円の負担減!**

<「特別の料金」の詳細な計算方法>

$(500円-250円) \times 1/4 = 62.5円 \times 1.1 = 68.75$  (特別の料金+消費税)

$500円-62.5円 = 437.5円 \times 0.3 = 131.25円$  (自己負担分)

$68.75円 + 131.25円 = 200円$  (自己負担合計)



参考：医療機関及び薬局に送付するジェネリック医薬品のお知らせについて

○医療機関向けお知らせ～院外処方版～

ジェネリック医薬品に関するお知らせ  
貴院貴薬局の処方状況について

全国調剤師協会 山口支部  
〒754-8522  
山口県下関市藤原2-2  
山口支部  
TEL: 083-934-0530 (専ら院内)

1!協会けんぽ加入者への処方状況

項目	貴院貴薬局	二次医療圏平均	値 率 率
処方箋発行枚数(1000枚)	222人	152人	287人
ジェネリック処方箋枚数(1000枚)	142人	129人	282人
ジェネリック処方箋割合(%)	63.7%	86.3%	81.2%
ジェネリック処方箋枚数(1000枚)	20000	18431	11.8%
ジェネリック処方箋割合(%)	11.8%	12.8%	14.5%
ジェネリック処方箋枚数(1000枚)	66.7%	69.3%	88.8%
ジェネリック処方箋割合(%)	77.13%	89.27%	121.87%
ジェネリック処方箋枚数(1000枚)	129,540枚	107,000枚	226,762枚
ジェネリック処方箋割合(%)	18.1%	22.2%	18.6%

- ✓ ジェネリック医薬品使用促進の取組の一環として、右記のお知らせを山口県内の医療機関及び薬局へ送付
- ✓ 医療機関及び薬局の使用割合を数値でお知らせ

✓ ジェネリック医薬品に切り替えると医療機関又は薬局でのジェネリック医薬品使用割合の向上に寄与する医薬品をご案内

○薬局向けお知らせ



# 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組

- K P I : ①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を67.0%以上とする
- ②健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

## 令和6年度の主な取組内容と課題

### ■主な取組内容

- 毎月、健康保険委員の委嘱勧奨を実施し、430名を新規委嘱することで、KPIを達成することができた。(令和6年度末 4,547名、4,419社)
- また、健康保険委員に対して、令和6年11月に健康保険委員功労表彰式及び研修会を開催した。この他、「協会けんぽGUIDE BOOK」を作成して健康保険委員事業所に配付することや、新規委嘱する健康保険委員の特典として同GUIDE BOOKの配付をしている。
- マイナ保険証の広報に関して、令和6年12月から健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証で医療機関を受診することを基本とした仕組みに移行した。このことに伴い、マイナ保険証の利用促進や、全加入者に送付する「資格情報のお知らせ」に関する広報を商工会議所等の関係団体のご協力をいただき、実施した。

### ■課題

- 健康保険委員の更なる拡大を図り、協会けんぽの制度周知や健康づくりに関する理解を深めていただく取組を推進する。
- 令和7年12月から健康保険証が使用できなくなることに伴い、マイナ保険証の利用促進やマイナ保険証を持っていない方への資格確認書の周知広報を行う。

## 令和7年度の主な取組内容

### ■主な取組内容

- 引き続き、毎月の健康保険委員の委嘱勧奨を行うことで、委嘱拡大を図る。
- また、令和7年11月に開催する健康保険委員功労表彰式及び研修会において、健康保険委員が興味をもってもらえるような講演(例えば健康づくりなど)を検討する。
- マイナ保険証の広報について、既に発行済みの健康保険証が令和7年12月以降使用できなくなることに伴い、協会けんぽでは、令和7年7月から9月にかけて、マイナ保険証をお持ちでない方に対して、資格確認書を一括発行する。※山口支部加入者は9月に送付する予定。

### 参考：健康保険委員とは

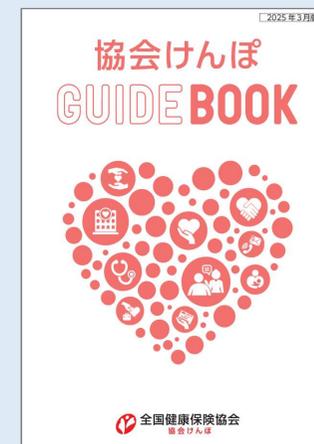
- ・ 協会けんぽの健康保険事業について、事業主・加入者の協力による事業の推進を図るため、広報・相談・保健事業の一層の推進・モニター等に協力いただく被保険者を健康保険委員として委嘱している。
- ・ 健康保険委員は事業主・加入者と協会けんぽの距離を縮める橋渡しの役割を担っていただくため、健康保険事業の理解を高めるための啓発を行い、健康保険事業に関する被保険者からの相談や、被保険者への助言等を行っていただく。

### 参考：協会けんぽGUIDE BOOK

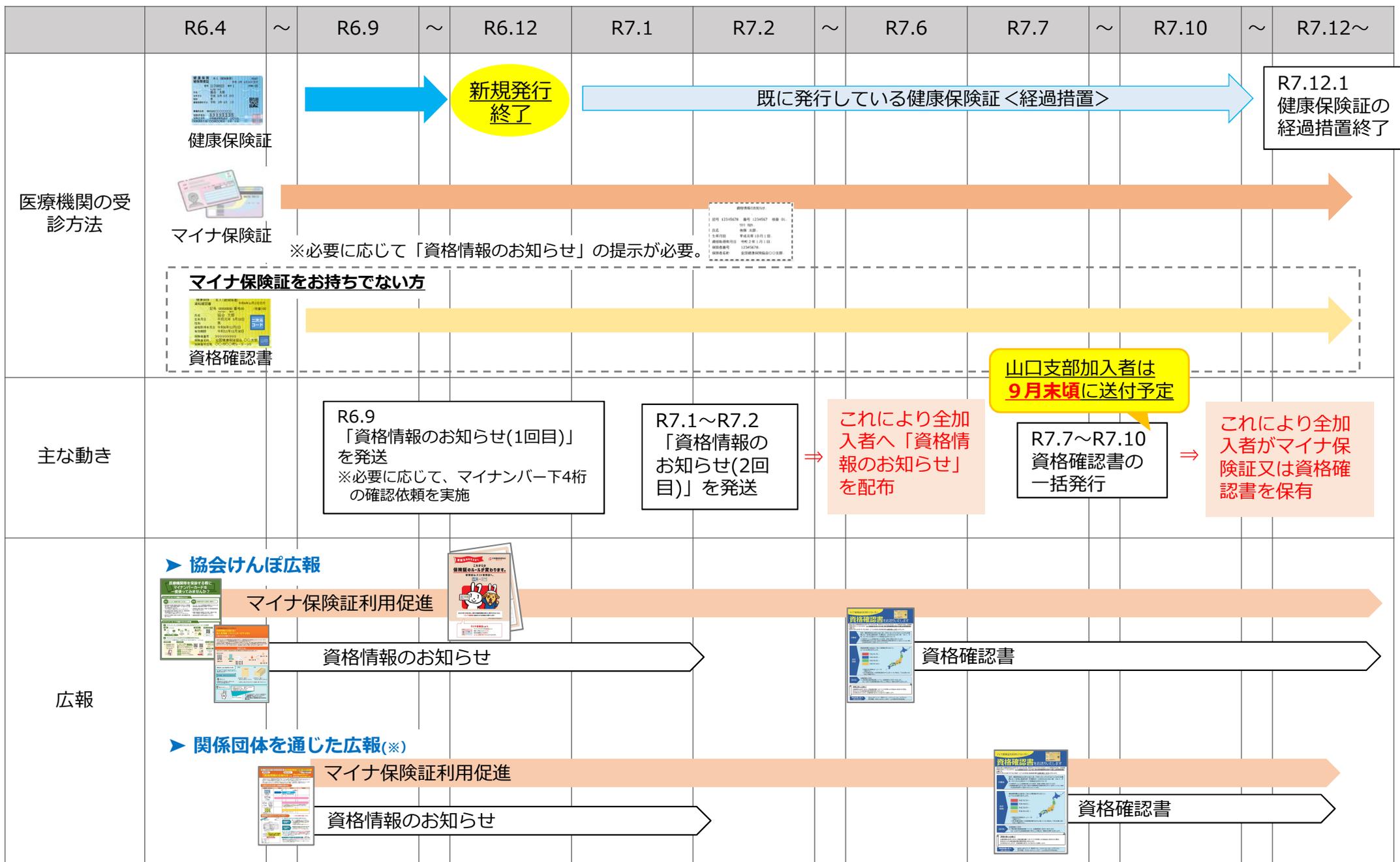
- ・ 協会けんぽの健康保険制度に関する内容を冊子にまとめて健康保険委員に提供。協会けんぽ山口支部ホームページでも公開中。

#### <主な内容>

- ・ マイナ保険証について
- ・ 協会けんぽについて
- ・ 健診、保健指導について
- ・ 医療費適正化の取組について
- ・ 健康保険の給付金等について



# マイナ保険証の利用促進に向けた広報



※ 関係団体を通じた広報では、経済三団体（商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会）、社労士会、連合山口商工会連合会、年金事務所等にご協力をお願いした。特に商工会議所においては、会報誌の記事掲載やチラシの折り込みを実施。